

豊後高田昭和の町創業支援施設入居者募集要項

1 趣旨

豊後高田昭和の町における新たな創業者の育成及び地域経済の発展に資するため、中央通創業支援施設の入居者を募集するもの

2 応募資格

(1) 次の要件を全て満たす者が対象となります。

- ① 豊後高田昭和の町のコンセプト（※最終ページにコンセプトを記載）に合致した事業、誘客促進及び交流促進に効果の高い商店街振興に資する事業を実施する個人または、企業、団体であること。
- ② 個人の場合は、豊後高田市に現に住所を有すること又は住所を移すことが確実である者。企業、団体等の場合は、営業所等の登記を行うこと。
- ③ 週5日以上、開店できる者（土日のいずれか1日は開店すること）
- ④ 令和8年中に創業が開始できる者
- ⑤ 市町村税を滞納していない者
- ⑥ 商工会議所、商店街及び自治会に加入し、地域の活動に積極的に参加、協力すること。

(2) 上記（1）に該当する者であっても、次に掲げるいずれかの事項に該当する者は対象となりません。

- ① 夜間の営業形態のみを取ろうとする者
- ② インターネット等、通信技術手段のみを活用して営業活動を取ろうとする者
- ③ 入居する世帯員（申込者を含む）及び企業、団体が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和33年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者

3 施設の概要

中央通創業支援施設（旧安東薬局）

住所：豊後高田市中央通695番地、木造2階建（改修）

面積：店舗（1F：108㎡、2F：114㎡）

主要用途：店舗併用住宅

貸付料（月額）：100,000円

（2）敷金 各施設とも貸付料の3カ月分

（3）貸付期間 5年間

※更新も可。ただし経営状況等で再審査を行います。

（4）注意事項

①使用用途に応じた必要な手続き（用途変更申請等）及び改修は入居者において行ってください。

②店舗内に給排水やガス配管を布設していますが、業種を指定するものではありません。

③1F店舗部分の設備等については、現状のまま使用できますが、処分等を行う場合については入居者自身で行ってください。また、壁はボード仕上げ、床はコンクリート仕上げになっています。入居者において、必要な整備を行ってください。

④住居部分については、居住に必要なバス、トイレ、キッチンなど必要最小限度の設備を整備しています。

⑤空調・照明は設置している箇所もありますが、その他に必要な箇所は入居者で設置してください。

※照明の引っ掛けシーリングは設置しています。

⑥給排水及びガス配管については、店舗内までは布設してしますので、入居者において繋ぎ込みを行ってください。

⑦施設の駐車場

- ・敷地内に駐車スペースはあります。店舗来客用又は入居者用のどちらで使用しても構いません。ただし、駐車場が不足する場合は、入居者において、近くの有料駐車場などを借りてください。

⑧施設の公共トイレ

- ・ 1 階に設置している公共トイレは店舗用として使用しても構いません。
- ・ 公共トイレの管理(毎日の清掃等)は入居者に行ってもらいます。
- ・ 公共トイレの電気代及び上下水道代、消耗品代は管理者が負担します。

⑨創業支援施設及びその敷地内ではペットの飼育はできません。

4 申込について

(1) 募集期間 令和 8 年 8 月 31 日 (月) まで

(2) 提出書類

①豊後高田昭和の町創業支援施設入居申込書

②入居する世帯全員の住民票【市外の申込者のみ】

※企業、団体の場合は利用予定者の名簿等

③市税の滞納がない証明書【市外の申込者のみ】

④同意書【市内の申込者のみ】

⑤誓約書

⑥事業計画書

⑦創業計画書

⑧創業計画書に対する支援機関の所見書

⑨その他事業に関する書類

(3) 提出方法

提出部数は 1 部とし、持参又は郵送で提出すること。(必着)

持参以外の場合は必ず着信を確認すること。

(4) 提出期限 令和 8 年 8 月 31 日 (月) 17 時 00 分必着

(提出先) 豊後高田市商工観光課商工労政係

〒879-0692 豊後高田市是永町 39 番地 3

(5) その他

①事業計画書及び創業計画書の作成について

- ・ 必ず申込者本人が作成すること。
- ・ 記入内容で不明な部分は支援機関の豊後高田商工会議所で指導

を受けてください。

②創業計画書に対する支援機関の所見書について

- ・開業する際に市内の金融機関から融資を受ける予定の方は、その金融機関に所見書を記入してもらうこと。
- ・融資を受ける予定のない方は支援機関の豊後高田商工会議所に所見書を記入してもらうこと。
- ・支援機関には、募集期限の1週間前までには必ず相談をしてください。
- ・所見書については、市内金融機関または支援機関から直接、豊後高田市商工観光課に提出をしてもらうこと。

5 施設見学会

随時、施設見学の受付を行っていますので、事前に連絡の上、日程を調整してください。

6 質疑について

(1) 提出方法

募集要項等に関する質疑については、FAXまたはメールにより提出してください。

(2) 提出期限 令和8年8月17日(月)17時00分まで

(3) 提出先 豊後高田市商工観光課商工労政係

FAX : 0978-22-0955

M a i l : kanko@city.bungotakada.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年8月24日(月)までに豊後高田市ホームページにて回答します。

7 審査方法及び選考基準等

(1) 審査方法

第一次審査 書類による審査及びヒアリング

第二次審査 市及び関係団体(支援機関、金融機関及び商店街代表等)による審査会

(2) 第二次審査

第一次審査通過者は、創業計画等の内容を審査会にプレゼンテーションをしていただき、質問等に答えていただきます。同審査会の審査結果に基づき、入居者を選考します。

【プレゼンテーション】

日時 令和8年9月中の予定（後日お知らせします）

方法 各申込者は15分程度の時間で説明し、その後、質問等に答えていただきます。

【その他】

プレゼンテーションは、事業計画書や創業計画書のほか、独自に作成した資料等を用いても構いません。（創作物、パソコン等使用可）

(3) 審査基準（合計100点）

審査については、以下の視点から行いますので、事業計画書及び創業計画書により事業の提案を行ってください。

① 事業の内容 30点

- ・昭和の町のコンセプトに適している。
- ・昭和の町の振興に寄与する内容になっている。
- ・施設全体（2階部分含む。）を活用する事業内容となっている。

② 事業の実現可能性 20点

- ・創業する動機や目的が明確で強い意志が感じられる。
- ・創業する事業についての知識や技術、ノウハウがある。

③ 事業の継続性 20点

- ・安定的で持続可能な経営が見込まれる。
- ・資金面や売上高・収益の面において、採算性や計画性が見受けられる。

④ 事業の発展性 15点

- ・新たな雇用創出や誘客促進が見込まれる。
- ・経営者として素質が見込まれる。

⑤ 地域への波及効果 15点

- ・商店街の振興に寄与できる内容になっている。
- ・地域活動に対して積極的な姿勢が見込まれる。

(4) 選考方法

- ① 審査員がそれぞれ採点した得点の平均を申込者の得点とし、平均点の高い申込者を選考します。
- ② 審査員の平均点が 60 点に達しない申込者は選考しません。

(5) 決定通知

審査後、入居決定者には「入居決定通知書」を、入居できなかった方には選考結果を送付します。

8 創業支援制度

市では、若者や移住希望者が新たに起業する際に必要な費用や昭和の町のコンセプトに沿った看板設置の費用を予算の範囲内で補助し、開業のスタートを支援しています。下記に概要を記載していますので、補助要件等の詳細についてはお問い合わせください。

(1) 補助制度

- ① 起業チャレンジ若者支援事業補助金
対象者 豊後高田市内の 45 歳以下の方
補助率 補助対象経費の 1/3 (上限：100 万円)
- ② 起業チャレンジウェルカム支援事業補助金
対象者 豊後高田市に移住した方・移住予定の方
補助率 補助対象経費の 1/3 (上限：150 万円)
- ③ 昭和の町並み魅力持続化事業補助金
対象者 昭和の町のコンセプトに沿って、店舗の看板設置を行う方
補助率 補助対象経費の 1/2 (上限：50 万円)
※③の補助金は、①または②の補助金を重複することができます。

9 豊後高田昭和の町の 4 つのコンセプト

(1) 昭和の建築再生

街並み景観づくり

(2) 昭和の歴史再生

店に残るお宝を一店一宝として展示し、町や店の物語づくり

(3) 昭和の商品再生

店自慢の昭和商品を一店一品として販売

(4) 昭和の商人再生

お客さんとのふれあい、おもてなしの心づくり

10 経営状況等の報告

入居決定者は開業年度を含む5年間は、毎年度の経営状況等を報告すること。